

○内閣府令第四十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む）。

）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十六条の三第一項、第九百九十三条及び第九百九十三条の二並びに関係法律の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条の二」を「―第六十五条の三」に、「第四章 連結株主資本等変動計算書」を

### 第三章の二 連結包括利益計算書

第一節 総則（第六十九条の二―第六十九条の四）

第二節 その他の包括利益（第六十九条の五・第六十九条の六）に、「評価・換算差額等」を「その

第三節 包括利益（第六十九条の七）

### 第四章 連結株主資本等変動計算書

他の包括利益累計額」に改める。

第一条第一項中「連結損益計算書」の下に「、連結包括利益計算書」を加え、「次条において同じ」を「以下同じ」に改める。

第一条の二第一号ニ中「以下この号及び第九十三条において同じ」を「以下同じ」に改め、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定会社の子会社が次に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第七章の規定を適用することができる。

一 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

第二条に次の十号を加える。

三十六 会計方針 連結財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十七 表示方法 連結財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十八 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、連結財務

諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十九 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

四十一 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

四十二 誤謬<sup>びゅう</sup> その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

四十三 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十四 連結財務諸表の組替え 新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

四十五 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表における誤謬<sup>びょう</sup>の訂正を連結財務諸表に反映することをいう。

第七条の次に次の一条を加える。

(連結包括利益計算書)

第七条の二 連結包括利益計算書は、連結財務諸表提出会社の連結会計年度に対応する期間に係る連結会社の当期純利益及びその他の包括利益の金額を基礎として作成しなければならない。

第八条の二の次に次の一条を加える。

(比較情報の作成)

第八条の三 当連結会計年度に係る連結財務諸表は、当該連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(当連結会計年度に係る連結財務諸表(連結附属明細表を除く。))に記載された事項に対応する前連結会計年度に係る事項をいう。)を含めて作成しなければならない。

第十三条第一項中「は、次に掲げる事項に区別して連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載」を「については、次に掲げる事項に区別して注記」に改める。

第十四条を次のように改める。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第十四条 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十四条の二を第十四条の九とし、第十四条の次に次の七条を加える。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十四条の二 財務諸表等規則第八条の三(第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。

)の規定は、会計基準等の改正等(同条第一項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第八条の三中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第十四条の三 財務諸表等規則第八条の三の二(第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。)の規定は

、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第十四条の四 財務諸表等規則第八条の三の三第一項の規定は、既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合について準用する。この場合において、同項第三号中「財務諸表」とあるのは、「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(表示方法の変更に関する注記)

第十四条の五 財務諸表等規則第八条の三の四(第四項を除く。)の規定は、表示方法の変更を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第十四条の六 財務諸表等規則第八条の三の五の規定は、会計上の見積りの変更を行つた場合について準

用する。この場合において、同条第二号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第三号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第十四条の七 財務諸表等規則第八条の三の六の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条第三号中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、同条第四号中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(修正再表示に関する注記)

第十四条の八 財務諸表等規則第八条の三の七の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第十五条の五の二第二項中「時価の把握が」の下に「極めて」を加え、同条第三項中「金融負債（財務諸表等規則第八条第四十一項）」を「金融負債（同条第四十一項）」に改め、「及び次条第三項」を削る。

第十五条の六中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第十六条中第三項を第五項とし、同条第二項中「記載は、同条第一項」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「注記」の下に「(第十三条から第十四条の三までの規定による注記を除く。)」を加え、「第十三条及び第十四条の規定による記載」を「第十四条から第十四条の三までの規定による注記」に改め、同項ただし書中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第十三条の規定による注記は、連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第十四条から第十四条の三までの規定による注記は、第十三条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第四十二条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十三条の二の見出しを「(その他の包括利益累計額の分類及び区分表示)」に改め、同条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 その他有価証券評価差額金(純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。第六十九

条の五第一項第一号において同じ。)

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。第六十九条の五第一項第二号において同じ。）

三 土地再評価差額金（土地再評価法第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。）

第四十三条の二第一項第四号中「いう」の下に「。第六十九条の五第一項第三号において同じ」を加え、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十四条の二に次の一項を加える。

2 財務諸表等規則第六十八条の四第二項の規定は、当連結会計年度又は連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十二条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十三条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十五条の二の見出しを「（一株当たり当期純損益金額の注記）」に改め、同条第二項を削り、同条

第三項中「第九十五条の五の二第三項」を「第九十五条の五の二第二項」に改め、「当連結会計年度」の下に「又は連結貸借対照表日後」を加え、「同項ただし書及び」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三章第六節中第六十五条の二の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記）

第六十五条の三 財務諸表等規則第九十五条の五の三の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額について準用する。この場合において、同条第二項第二号中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 連結包括利益計算書

第一節 総則

（連結包括利益計算書の記載方法）

第六十九条の二 連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

(連結損益及び包括利益計算書)

第六十九条の三 連結包括利益計算書は、連結損益及び包括利益計算書(連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。)を作成する場合には、記載を要しない。

(連結包括利益計算書の区分表示)

第六十九条の四 連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失、その他の包括利益及び包括利益に分類して記載しなければならない。

第二節 その他の包括利益

(その他の包括利益の区分表示)

第六十九条の五 その他の包括利益は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

### 三 為替換算調整勘定

2 前項各号に掲げる項目のほか、その他の包括利益の項目として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、持分法を適用する非連結子会社及び関連会社のその他の包括利益の項目の金額に対する連結財務諸表提出会社の持分相当額は、当該項目の名称を示す科目をもつて一括して掲記しなければならない。

4 その他の包括利益の項目の金額は、税効果の金額を控除した金額を記載するものとする。ただし、税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。

(その他の包括利益に関する注記)

第六十九条の六 前条第四項に規定する税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

2 当期純利益金額又は当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益

の項目に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。

3 前二項に規定する事項は、併せて記載することができる。

### 第三節 包括利益

#### (包括利益)

第六十九条の七 少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、包括利益金額として記載しなければならない。

2 前項に規定する包括利益金額については、連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第七十一条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同条第二項中「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第七十二条第一項中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

「第三節 評価・換算差額等」を「第三節 その他の包括利益累計額」に改める。

第七十三条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 その他の包括利益累計額は、第七十一条第二項の規定にかかわらず、科目ごとの記載に代えて、その他の包括利益累計額の合計額を当連結会計年度期首残高、当連結会計年度変動額及び当連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合においては、科目ごとのそれぞれの金額を注記するものとする。

第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

第七十七条及び第七十八条を次のように改める。

（発行済株式に関する注記）

第七十七条 発行済株式の種類及び総数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 発行済株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の発行済株式総数並びに当連結会計年度に増加又は減少した発行済株式数

二 発行済株式の種類ごとの変動事由の概要

(自己株式に関する注記)

第七十八条 自己株式の種類及び株式数については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 自己株式の種類ごとに、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数並びに当連結会計年度に増加又は減少した自己株式数

二 自己株式の種類ごとの変動事由の概要

第七十九条第三項中「前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第九十四条中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

第九十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

様式第一号記載上の注意7.(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改め、同記載上の注意7.(2)中「困難」を「実務上困難」に改める。

様式第四号中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第五号中「前期損益修正損」  
××× ××× ×××」及

び「前期損益修正損」  
××× ×××」を削る。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

【別葉①（様式第五号の二）を挿入】

様式第六号中「前期末残高」を「当期首残高」及び「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意3.中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」及び「前連結会計

年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同記載上の注意4・中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意5・を同記載上の注意6・とし、同記載上の注意4・の次に次のように加える。

5. 遡及適用及び修正再表示（以下「遡及適用等」という。）を行った場合には、前連結会計年度の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

様式第九号及び同記載上の注意3・中「前期末残高」を「当期末残高」に改める。

様式第十号及び同記載上の注意4・中「前期末残高」を「当期末残高」に改める。

様式第十一号中「前期末残高」を「当期末残高」に改め、同記載上の注意1・中「前期末」を「当期末」に改める。

附則に次の2項を加える。

2 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この

項及び次項において「前連結財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表（以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。）を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

3 前項の規定により前連結財務諸表を作成するときは、第八条の三の規定にかかわらず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

「第五節 特

「第四節の二 特別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の五の二）

目次中

を 第六節 当

第五節 雑則（第九十六条―第九十八条の二）

別利益及び特別損失（第九十五条の二―第九十五条の四）

期利益又は当期純損失（第九十五条の五―第九十五条の五の三）に改める。

則（第九十六条―第九十八条の二）

」

第一条の二第一号ニ(1)中「第一条の二第一号ニ」を「第一条の二第一項第一号ニ」に改め、「国際会計基準をいう。以下この号」の下に「及び第二百二十八条」を加え、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第六条を次のように改める。

（比較情報の作成）

第六条 当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（当事業年度に係る財務諸表（附属明細表を除く。）に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

第八条第二十一項中「社債券その他の債券」の下に「（満期まで所有する意図をもつて取得したものに

限る。)」を加え、同条に次の十項を加える。

44 この規則において「会計方針」とは、財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

45 この規則において「表示方法」とは、財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

46 この規則において「会計上の見積り」とは、資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

47 この規則において「会計方針の変更」とは、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

48 この規則において「表示方法の変更」とは、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

49 この規則において「会計上の見積りの変更」とは、新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表の作成に当たって行つた会計上の見積りを変更することをいう。

50 この規則において「誤謬<sup>びやう</sup>」とは、その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表

作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

51 この規則において「遡及適用」とは、新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

52 この規則において「財務諸表の組替え」とは、新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

53 この規則において「修正再表示」とは、前事業年度以前の財務諸表における誤謬<sup>ひゅう</sup>の訂正を財務諸表に反映することをいう。

第八条の二の見出しを「(重要な会計方針の注記)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第八条の三を次のように改める。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第八条の三 会計基準その他の規則（以下「会計基準等」という。）の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成（次条において「会計基準等の改正等」という。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四 前事業年度に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（第九十五条の五の三第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額をいう。）をいう。以下同じ。）に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に関する原則的な取扱い（前事業年度より前のすべての事業年度

に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合に、次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当

該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当該経過措置に従つて会計処理を行つた旨及び当該経過措置の概要

四 当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨

）

五 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4 前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第八条の三の次に次の六条を加える。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第八条の三の二 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
  - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - 三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額
  - 四 前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額
  - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
  - イ 当該会計方針の変更の内容
  - ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由
  - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
  - ニ 当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
  - ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
  - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
  - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
  - イ 当該会計方針の変更の内容
  - ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(未適用の会計基準等に関する注記)

第八条の三の三 既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称及びその概要

二 当該会計基準等の適用予定日（当該会計基準等の適用を開始すべき日前に適用する場合には、当該

適用予定日)

三 当該会計基準等が財務諸表に与える影響に関する事項

2 前項各号に掲げる事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(表示方法の変更に関する注記)

第八条の三の四 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 財務諸表の組替えの内容

二 財務諸表の組替えを行った理由

三 財務諸表の主な項目に係る前事業年度における金額

2 前項の規定にかかわらず、財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

4 第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。（会計上の見積りの変更に関する注記）

第八条の三の五 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
  - 二 当該会計上の見積りの変更が財務諸表に与えている影響額
  - 三 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
    - イ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができるとき 当該影響額
    - ロ 当該会計上の見積りの変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨
- （会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第八条の三の六 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響額
- 四 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
  - イ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合 当該影響額
  - ロ 当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合 その旨

（修正再表示に関する注記）

第八条の三の七 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重

要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬<sup>びゅう</sup>の内容

二 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

三 前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

四 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第八条の六の二第二項中「困難」を「極めて困難」に改め、同条第三項中「及び次条第三項」を削る。

第八条の七中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第九条中第三項を第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同

条第四項とし、同条第一項中「記載すべき注記」の下に「（第八条の二から第八条の三の二までの規定に

よる注記を除く。）」を加え、「第八条の二及び第八条の三の規定による記載」を「第八条の三及び第八

条の三の二の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同

条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第八条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならぬ。

第六十八条の四に次の一項を加える。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第三章第四節の二を同章第五節とする。

第九十五条の二中「前期損益修正益」を削る。

第九十五条の三中「前期損益修正損」を削り、同条の次に次の節名を付する。

第六節 当期純利益又は当期純損失

第九十五条の四の見出しを「(税引前当期純損益の表示)」に改める。

第九十五条の五に見出しとして「(当期純利益又は当期純損失)」を付する。

第九十五条の五の二の見出しを「(一株当たり当期純損益金額の注記)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額が算定されている旨

第九十五条の五の二第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記)

第九十五条の五の三 潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。))に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下こ

の条において同じ。)及び当該金額の算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に注記しなければならない。

2 当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式分割又は株式併合が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額が一株当たり当期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり当期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の記載は要しないものとする。

第三章第五節を同章第七節とする。

第一百一条第一項、第一百二条、第一百三条第一項、第一百四条及び第一百五条第一項中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改める。

第百六条第一項第一号、第百七条第一号及び第百八条第三項中「前事業年度末」を「当事業年度期首」に改める。

第百二十八条中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

第百二十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

第百三十一条第一項中「及び第八条の三第二号」を削る。

第百三十三条第二項中「第九条第三項」を「第九条第五項」に改める。

様式第二号記載上の注意7. (1)中「セグメント情報に与える影響」を「前事業年度のセグメント情報を当事業年度の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響）」に改め、同記載上の注意7. (2)中「困難」を「実務上困難」に改め

る。

様式第六号中「前期損益修正益

期損益修正損

×××

×××」を削る。

様式第七号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意3・及び4・中「前事業年度末残高」を「前事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意6・を同記載上の注意7・とし、同記載上の注意5・の次に次のように加える。

6. 適及適用及び修正再表示（以下「適及適用等」という。）を行った場合には、前事業年度の期首残高に対する累積的影響額及び適及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

様式第十一号並びに同記載上の注意3・、7・、8・及び9・中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十二号及び様式第十三号中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

様式第十四号中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意1・中「前期末」を「当期首」に改める。

様式第十五号中「前期末残高」を「当期末残高」に改め、同記載上の注意1. 中「前期末」を「当期末」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度（以下この項において「当事業年度」という。）の前事業年度に係る財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当事業年度に係る財務諸表（以下この項及び次項において「当財務諸表」という。）を最近事業年度に係る財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当事業年度に係る有価証券報告書に記載する場合における財務諸表等の用語、様式及び作成方法は、当財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

- 4 前項の規定により前財務諸表を作成するときは、第六条の規定にかかわらず、前財務諸表及び当財務

諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

「第三章の二 中間連結包括利益計算書

第一節 総則(第七十条の二―第七十条の四

目次中「第四章 中間連結株主資本等変動計算書」を 第二節 その他の包括利益(第七十条の五)

第三節 中間包括利益(第七十条の六)

第四章 中間連結株主資本等変動計算書

に、「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

「  
第一条第一項中「中間連結損益計算書」の下に「、中間連結包括利益計算書」を加える。

第一条の二第一号中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に、「第一条の二第一号ロ」を「第一条の二第一項第一号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用することができる。

第十六条中「、第三項及び第四項」及び「、同条第三項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と、「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と、「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表に」とあるのは「中間連結貸借対照表に」と、同条第四項中「当連結会計年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と」を削る。

第四十四条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第四十五条の二の見出しを「（その他の包括利益累計額の分類及び区分表示）」に改め、同条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

### 第三章の二 中間連結包括利益計算書

#### 第一節 総則

（中間連結包括利益計算書の記載方法）

第七十条の二 中間連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 中間連結包括利益計算書は、様式第五号の二により記載するものとする。

（中間連結損益及び包括利益計算書）

第七十条の三 中間連結包括利益計算書は、中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結損益計算書の末

尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。）を作成する場合には、記載を要しない。

（中間連結包括利益計算書の区分表示）

第七十条の四 中間連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。

#### 第二節 その他の包括利益

(その他の包括利益の区分表示)

第七十条の五 連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。

#### 第三節 中間包括利益

(中間包括利益)

第七十条の六 少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。

2 前項に規定する中間包括利益金額については、中間連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第七十二条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改め、同条第二項中「前連

「連結会計年度末」を「当連結会計年度期首」に改める。

第七十三条第一項中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。

「第三節 評価・換算差額等」を「第三節 その他の包括利益累計額」に改める。

第七十四条第一項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に、「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改め、同条第二項中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第七十五条中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」を「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」に改める。

第七十六条第一項及び第七十七条中「前連結会計年度末残高」を「当連結会計年度期首残高」に改める。  
第七十八条及び第七十九条中「前事業年度末」とあるのは「前連結会計年度末」を「当事業年度期首」とあるのは「当連結会計年度期首」に改める。

第八十八条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会

計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

第八十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間連結財務諸表を作成している旨

様式第四号中「~~前期・繰越利益~~」を「その他の包括利益累計額」に改める。

様式第五号中「~~前期・繰越利益~~」 ××× ××× ×××

及び「~~前期・繰越利益~~」 ××× ××× ×××」を削る。

様式第五号の次に次の一様式を加える。

【別葉②（様式第五号の二）を挿入】

様式第六号中「~~前期未残高~~」を「当期末残高」と、「~~評価・換算差額等~~」を「その他の包括利益累計額」に改め、同記載上の注意3. 中「~~評価・換算差額等~~」を「その他の包括利益累計額」と、「~~前期未残高~~」を「当期末残高」に改め、同記載上の注意4. 中「~~評価・換算差額等~~」を「そ

の旨の「貸借対照表」に改める。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第五条の四中「、第三項、第四項及び第六項」を「及び第四項」に、「同条第三項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「財務諸表」とあるのは「中間財務諸表」と、「貸借対照表に」とあるのは「中間貸借対照表に」と、同条第四項中「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第六項」を「同条第四項」に改める。

第七十五条中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。)と同一である場合には、国際会計基準に準拠して中間財務諸表

を作成している旨

第七十五条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して中間財務諸表を作成している旨

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「第三章の二 四半期連結包括利益計算書

第一節 総則（第八十三条の二―第八

目次中「第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書」を 第二節 その他の包括利益（第八十三

第三節 四半期包括利益（第八十三条

第四章 四半期連結キャッシュ・フロー

十三条の四)

条の五) に改める。

の六)

計算書 「

第一条第一項中「四半期連結損益計算書」の下に「、四半期連結包括利益計算書」を加える。

第一条の二第一号中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二号中「よつて作成した」を「準拠して作成した」に、「第一条の二第一号ロ」を「第一条の二第一項第一号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用することができる。

第十六条第二項を削る。

第五十四条中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

### 第三章の二 四半期連結包括利益計算書

#### 第一節 総則

(四半期連結包括利益計算書の記載方法)

第八十三条の二 四半期連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二及び様式第四号の二により記載するものとする。

(四半期連結損益及び包括利益計算書)

第八十三条の三 四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結損益計

算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。)を作成する場合には、記載を要しない。

(四半期連結包括利益計算書の区分表示)

第八十三条の四 四半期連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整

前四半期純損失、その他の包括利益及び四半期包括利益に分類して記載しなければならない。

#### 第二節 その他の包括利益

(その他の包括利益の区分表示)

第八十三条の五 連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。

### 第三節 四半期包括利益

(四半期包括利益)

第八十三条の六 少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、四半期包括利益金額として記載しなければならない。

2 前項に規定する四半期包括利益金額については、四半期連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を四半期連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

第九十四条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

第九十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成している旨

様式第二号中「翌年・連結決算」を「その年の連結決算」に改める。

様式第三号の次に次の一様式を加える。

【別葉③（様式第三号の二）を挿入】

様式第四号の次に次の一様式を加える。

【別葉④（様式第四号の二）を挿入】

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改める。

第九条第二項を削る。

第八十四条中「よって作成した」を「準拠して作成した」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

第八十四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成している旨

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第十九号中「第十四条の二」を「第十四条の九」に改める。

第二号様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意<sup>(25)</sup>a中「第一条の二に規定する特定会社をいう」を

「第一条の二第一項に規定する特定会社をいい、同条第二項の規定により特定会社とみなされる会社を

む」に改め、(p)を(q)とし、(i)から(o)までを(j)から(p)までとし、同記載上の注意(h)中「第65条の2第2項」を「第65条の3」に改め、同記載上の注意中(h)を(i)とし、(g)を(h)とし、同記載上の注意(f)中「第44条の2」を「第44条の2第1項」に改め、同記載上の注意中(f)を(g)とし、(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)の次に次のように加える。

(d) 包括利益金額

第二号様式記載上の注意(25) b (i) 中「第68条の4」を「第68条の4第1項」に改め、同記載上の注意(25) b

(i) 中「第95条の5の2第2項」を「第95条の5の3第1項」に改め、同記載上の注意(25) c 中「(p)」を

「(q)」に改め、同記載上の注意(25) d 中「(k)」を「(l)」に改め、同記載上の注意(26) a 中「、連

結株主資本等変動計算書及び」を「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主

資本等変動計算書並びに」に改め、「ついでには」の次に「、連結財務諸表規則に定めるところにより作成

した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連

結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証

券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8

条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2連結会計年度連結財務諸表という。) について」や「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」や「及び」及び「及び持分変動計算書」や「並びに持分変動計算書」の次に「中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」や「及び」及び「中間連結キャッシュ・フロー計算書」や「並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「及び」(注)中「最近2連結会計年度」や「最近連結会計年度」の「を掲げて比較する」や「(60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表)を掲げる」の次に「(注)中「(62) 連結損益計算書」や「(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」の「最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。」や「最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書 ( (60) a により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書) を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「連結損益計算書及び連結



場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近２事業年度財務諸表という。）について「やんぐゝ 回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「係るもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」「やんぐゝ 回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２連結会計年度に係る連結財務諸表」の次に「。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。」「やんぐゝ 回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２事業年度に係る財務諸表」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」「やんぐゝ 回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２事業年度」や「最近事業年度」の「を掲げて比較する」や「（（67） aにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げる」の次に「回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２事業年度」や「最近事業年度」の「を掲げて比較する」や「（（67） aにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げる」の次に「回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２事業年度」や「最近事業年度」の次に「（（67） aにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）」や「回記簿上の状態」<sup>(19)</sup> 中「最近２事業年度」や「最近事業年度」の次に「（（67） aに

より最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書)」や「**「 四半簿上の損益(83)中「掲げたもの」の次に「(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。)」**

や「**「以外のもの」の次に「(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)」**」や「**「の**

簿上の二級簿上の損益(2)」中「有価証券報告書の」や「**「の」**」**「四半簿上の損益(2)中「第1条の2に規定する特定会社をいう」**」や「**第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」**」**」**

簿上の四級簿中**「【連結損益計算書】」**や**「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】**又は**【連結損益及び包括利益計算書】**」**」**の**「の」** **「四級簿上の損益(10)中「最近2連結会計年度」**や**「最近連結会計年度」**と**「掲げて比較」**や**「掲げること**」**」**ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が**法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない**場合には、最近2連結会計年度に係る連結貸借対象表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載」**」**の**「の」** **「四級簿上の損益(10)中「最近2事業年度」**や**「最近事業年度」**

「掲げて比較」や「掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載」に於ける。

第二号の五様式記載上の様式<sup>(26)</sup> a) 中「第68条の4」や「第68条の4第1項」に於ける「記載上の様式<sup>(26)</sup> a) 中「第95条の5の2第2項」や「第95条の5の3第1項」に於ける。

第二号の六様式<sup>(27)</sup> 中「【連結損益計算書】」や「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に於ける「様式記載上の様式<sup>(28)</sup> a) 中「(o) まで」や「(p) まで」に於ける。

第二号の七様式<sup>(28)</sup> 中「【連結損益計算書】」や「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に於ける。

第三号の八様式<sup>(29)</sup> 中「【連結損益計算書】」や「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に於ける「様式記載上の様式<sup>(29)</sup> a) 中「、連結株主資本等変動計算書及び」や「及



合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分」に於て、<sup>(17)</sup>「係るもの」の次に「又は第24条第1項から第3項まで」及び「又は報告書」を記し、<sup>(17)</sup>「係るもの」の次に「又は第24条第1項から第3項まで」及び「又は報告書」を記し、<sup>(17)</sup>「係るもの」の次に「又は第24条第1項から第3項まで」及び「又は報告書」を記し、<sup>(17)</sup>「係るもの」の次に「又は第24条第1項から第3項まで」及び「又は報告書」を記す。最近2連結会計年度に係る連結財務諸表」の次に「。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。」を記し、<sup>(17)</sup>「最近2事業年度に係る財務諸表」の次に「（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）」を記す。

第三の二級に於ては、<sup>(17)</sup>「前事業年度分を左側に、当事業年度分」を「財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分」に於て、<sup>(17)</sup>「又は第24条第1項から第3項まで」及び「又は報告書」を記し、



65条の2第2項」を「第65条の3」に改め、同記載上の注意(5) a中(k)を(m)とし、(h)から(j)までを(j)から(1)までとし、同記載上の注意(5) a中「第44条の2」を「第44条の2第1項」に改め、同記載上の注意(5) a中(g)を(i)とし、(f)を(h)とし、(e)を(g)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 四半期包括利益金額

(f) 包括利益金額

第四号の三様式記載上の注意(5) b(1)中「第68条の4」を「第68条の4第1項」に改め、同記載上の注意(5) a(1)中「第95条の5の2第2項」を「第95条の5の3第1項」に改め、同記載上の注意(22) b中「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意(22) c中「四半期連結損益及び包括利益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意(26) a中「四半期連結損益計算書」の次に「及び包括利益計算書」と記載すること」を加え、同記載上の注意(26) a中「四半期連結損益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結包括利益計算書」と記載すること」を加え、同記載上の注意(26) a中「四半期連結損益計算書」の次に

「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意<sup>(32)</sup>中「、中間連結株主資本等変動計算書及び」を「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに」に改め、「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加える。

第五の条を「【中間連結損益計算書】」を「【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】」又は【中間連結損益及び包括利益計算書】に改め、同様式記載上の注意<sup>(5)</sup>a中「第1条の2に規定する特定会社をいう」を「第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に改め、(d)を(s)とし、(1)から(p)までとし、同記載上の注意<sup>(5)</sup>a中「第65条の2第2項」を「第65条の3」に改め、同記載上の注意<sup>(5)</sup>a中(k)を(m)とし、(h)から(j)までを(1)から(5)に改め、同記載上の注意<sup>(5)</sup>a中「第44条の2」を「第44条の2第1項」に改め、同記載上の注意<sup>(5)</sup>a中(g)を(i)とし、(f)を(h)とし、(e)を(g)とし、(d)の次に次のように加える。

(e) 中間包括利益金額

(f) 包括利益金額

第五号様式記載上の注(5)ロ(イ)「第68条の4」や「第68条の4第1項」に於て、同記載上の注(5)ロ(イ)「第95条の5の2第2項」や「第95条の5の3第1項」に於て、同記載上の注(5)ロ(イ)「(s)」に於て、同様記載上の注(5)ロ(イ)「(s)」、中間連結株主資本等変動計算書及び」や「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに」に於て

・ 「要約連結損益計算書」の次に「及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書」

や「記載された連結損益計算書」の次に「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」

や「を中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」や「(2)中「中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」や「比較すること」の次に「。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること」や「(イ)「この場合」や「上記書類を掲げた場合」に於て、「要約連結損益計算書」の次に「及び要約連結包括利益計

算書又は要約連結損益及び包括利益計算書」を改正する。

- 第五号の二様式記載上の注意(5) a (i) 中「第68条の4」を「第68条の4第1項」に改め、同記載上の注意(5) a (ii) 中「第95条の5の2第2項」を「第95条の5の3第1項」に改め、

第七号様式記載上の注意(5) a 中「(附属明細表については最近1事業年度)のもの」を「(連結財務諸

表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近2事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度)のもの(附属明細表については最近1事業年度のもの)」に改め、同記載上の注意(5) a 中「掲げたもの」の次に「(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。)」を、「以外のもの」の次に「(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)」を加える。」を加える。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第八条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号中「（以下この号において「書類」という。）」及び「（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる当該直前事業年度等に係る書類のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。）」を削り、同条第八号中「（同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度（連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。）」を削る。

第四条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 経営者の責任

第四条第一項第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

第四条第二項中「定める」を「掲げる」に、「次に掲げる事項」を「監査の対象となつた財務諸表等の

範囲」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

第四条第十四項中「第一項第一号ハ若しくは第二号ハ」を「第一項第一号ニに定める意見を表明するた  
めの基礎を得られなかった場合若しくは同項第二号ハ」に、「第三号ハ」を「同項第三号ハ」に、「同項  
第一号ハ」を「同項第一号ニ」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項から同条第十三項までを一  
項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第一項第一号ニに定める」を「第一項第一号ホに掲げる」に改め、「正  
当な理由による」を削り、「説明又は強調する」を「強調し、又は説明する」に、「記載」を「区分して  
記載」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項第一号ハに定める」を「第一項第一号ニに  
掲げる」に改め、同項第二号中「重要な監査手続が実施できなかつた事実」を「実施できなかつた重要な  
監査手続及び当該事実」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について

記載するものとする。

一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

五 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

七 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

第四条に次の三項を加える。

- 16 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に準拠して作成されている場合には、第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合 国際会計基準
  - 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合 指定国際会計基準
- 17 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第二号ハ並びに第八項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

- 18 第十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して

作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第三号ハ及び第十三項に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式第二部1中

その他		
計		

を

その他			
小計			
審査担当者			
合計			

--	--

--

--	--	--

に改め、同様式記載上の注意(7)中dをeとし、cをdとし、bの次に次のよう

に加える。

- c 「従事者の内訳」中「審査担当者」には、監査証明業務に係る審査を行う者の人数及び従事日数又は時間数を記載すること。

第二号様式第二部1中

その他		
計		

--	--

を

その他		
小計		
審査担当者		

第四号様式第二部1中

--	--	--	--

に改める。

合計		
----	--	--

その他		
計		

を

--	--

その他		
小計		
審査担当者		
合計		

--	--	--	--

に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第九条 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年

内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第一条の二第一号ニ」を「第一条の二第一項第一号ニ」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第一条の二」を「第一条の二第一項」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第十条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二記載上の注意1(7)中「~~第五号~~」を「~~第三号~~」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第1号の2第2記載上の注意1(7)、別紙様式第2号第

2記載上の注意1(7)及び別紙様式第2号の2第2記載上の注意1(7)中「~~第八号~~」を「~~第八号~~」  
「~~第四号~~」に改める。

別紙様式第3号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第3号の2第2記載上の注意1(7)、別紙様式第4号第  
2記載上の注意1(7)、別紙様式第4号の2第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第5号の2第2の2記載上  
の注意1(6)中「~~第五号~~」を「~~第三号~~」に改める。

別紙様式第6号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第6号の2第1中間貸借対照表の  
記載上の注意1(7)中「~~第八号~~」を「~~第八号~~」に改める。

別紙様式第6号の3第1貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第6号の4第1貸借対照表の記載

上の注意1(7)中「~~第5項第1号~~」を「~~第3項第1号~~」に改める。

別紙様式第7号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)及び別紙様式第7号の2第1中間貸借対照表の記載上の注意1(7)中「~~第8号の7第5項~~」を「~~第8号の7第4項~~」に改める。

別紙様式第7号の3第1貸借対照表の記載上の注意1(7)、別紙様式第7号の4第1貸借対照表の記載上の注意1(7)、別紙様式第8号の2第1連結貸借対照表の記載上の注意2(6)、別紙様式第12号第2の2記載上の注意1(6)及び別紙様式第13号の2第1連結貸借対照表の記載上の注意2(6)中「~~第5項第1号~~」を「~~第3項第1号~~」に改める。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項第二号中「保有する債券」の下に「(満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。)」を加える。

別紙様式第2号記載上の注意1(7)、別紙様式第6号記載上の注意1(7)、別紙様式第10号記載上の注意1(7)、別紙様式第13号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第13号の2第2の2記載上の注意1(6)、別紙様式第

14号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第14号の2第2の2記載上の注意1(6)及び別紙様式第15号第2記載上の注意1(7)中「掛の掛」を「掛の掛」に改める。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「(満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。)」を加える。

別紙様式第2号記載上の注意1(7)、別紙様式第6号記載上の注意1(7)、別紙様式第9号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第9号の2第2の2記載上の注意1(6)、別紙様式第10号第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第10号の2第2の2記載上の注意1(6)中「掛の掛」を「掛の掛」に改める。

(保険業法施行規則の一部改正)

第十四条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第六項第二号中「保有する債券」の下に「(満期まで所有する意図をもって取得したも

のに限る。)」を加える。

(特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第十五条 特定目的信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「(満期まで所有する意図をもって取得したものに限り)」を加える。

(信託業法施行規則の一部改正)

第十六条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第一百七号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第10号記載上の注意2(6)①イ及び別紙様式第10号の2記載上の注意2(6)①イ中「海の海」を「海」に改める。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第十七条 特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、

）を加える。

第四十七条第六項第一号を次のように改める。

一 当期首残高

第四十七条第七項中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第十八条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、

）を加える。

第五十六条第七項第一号を次のように改める。

一 当期首残高

第五十六条第八項中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十九条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十二号2記載要領7(5)中「~~辨の罫~~」を「~~辨~~」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新連結財務諸表規則第一条第一項、第七条の二、第四十二条、第四十三条の二、第三章の二（第六号九条の六を除く。）、第七十一条第一項、第七十三条第二項、様式第四号、様式第五号の二並びに様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分に限る。） 平成二十三年三月三十一日以後に終了す

る連結会計年度（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。）に係る連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度に係るものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

二 新連結財務諸表規則第六十九条の六 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度に係るものについては、新連結財務諸表規則第六十九条の六の規定により作成することができる。

三 新連結財務諸表規則第二条第三十六号から第四十五号まで、第八条の三、第十四条から第十四条の九まで、第十六条、第四十四条の二第二項、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第二項、第六十五条の三、第七十一条第二項、第七十二条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十八条、第七十九条第三項、様式第一号、様式第五号、様式第六号（「その他の包括利益累計額」

に係る部分を除く。)及び様式第九号から様式第十一号まで 平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

四 新連結財務諸表規則第一条の二第二項及び第九十四条 この府令の施行の日(以下「施行日」という。)  
以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。

五 新連結財務諸表規則第七十三条第一項及び第七十四条 施行日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用する。ただし、平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度末残高」とし、「その他の包括利益累計額」とあるのは「評価・換算差額等」とすることができ、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までに開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度末残高」とする。

2 平成二十二年九月三十日から平成二十四年三月三十日までに終了する連結会計年度において、最初に連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、当該連結会計年度の直前連結会

計年度における包括利益金額（連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額を含む。）及びその他の包括利益の項目の金額を注記しなければならない。

3 平成二十二年九月三十日以後に終了する連結会計年度において、最初に新連結財務諸表規則第六十九条の六の規定による注記の記載を行う場合には、当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る同条の規定による注記の記載を要しない。

4 連結会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項及び次条第二項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。））、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券について第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の六の規定の適用については、なお従前の例による。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新財務諸表等規則第六条、第八条第四十四項から第五十三項まで、第八条の二、第八条の三から第八条の三の七まで、第九条、第六十八条の四第二項、第九十五条の二、第九十五条の三、第九十五条の五の二第二項、第九十五条の五の三、第一百一条第一項、第一百二条、第一百三一条第一項、第一百四条、第一百五一条第一項、第一百六条第一項第一号、第一百七条第一号、第一百八条第三項、第一百三十一条第一項、第一百三十三条第二項、様式第二号、様式第六号、様式第七号及び様式第十一号から様式第十五号まで 平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

二 新財務諸表等規則第二百二十八条 施行日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用する。

2 財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日まで売買目的有価証券又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第三条の規定による改正後の財務諸表等規則第八条第二十一項及び第八条の七の規定の適用については、なお従前の例による。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新中間連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新中間連結財務諸表規則第一条第一項、第四十四条、第四十五条の二、第三章の二、第七十二条第一項、第七十四条第二項、様式第四号、様式第五号の二並びに様式第六号(「その他の包括利益累計額」に係る部分に限る。) 平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。以下同じ。)に係る中間連結財務諸表(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規

定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、附則第二条第一項第一号ただし書の規定を適用した場合には、平成二十二年十月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、これらのすべての規定により作成するものとする。

二 新中間連結財務諸表規則第七十二条第二項、第七十三条第一項、第七十五条、第七十六条第一項、第七十七条から第七十九条まで、様式第五号及び様式第六号（「その他の包括利益累計額」に係る部分を除く。） 平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

三 新中間連結財務諸表規則第十六条 平成二十二年九月三十日以後に終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に終了する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

四 新中間連結財務諸表規則第一条の二第二項及び第八十八条 施行日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。

五 新中間連結財務諸表規則第七十四条第一項 施行日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用する。ただし、平成二十二年十月一日から平成二十三年三月三十一日までに開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、「その他の包括利益」とあるのは「評価・換算差額」とすることができるとし、「当連結会計年度期首残高」とあるのは「前連結会計年度期末残高」とする。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新中間財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新中間財務諸表等規則第五条の四 平成二十二年九月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

二 新中間財務諸表等規則第七十五条 施行日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新四半期連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 新四半期連結財務諸表規則第一条第一項、第五十四条、第三章の二、様式第二号、様式第三号の二及び様式第四号の二 平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第五号に規定する四半期連結会計期間をいう。)及び四半期連結累計期間(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第七号に規定する四半期連結会計期間をいう。)に係る四半期連結財務諸表(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する四半期連結財務諸表をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等(四半期連結会計期間

及び四半期連結累計期間をいう。以下同じ。）に係るものについては、なお従前の例による。ただし、附則第二条第一項第一号ただし書の規定を適用した場合には、平成二十二年十月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表については、これらのすべての規定により作成するものとする。

二 新四半期連結財務諸表規則第一条の二第二項 施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用する。

三 新四半期連結財務諸表規則第九十四条 施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例によることができる。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十四条の規定は、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期会計期間（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第四号に規定する四半期会計期間をいう。）及び四半期累計期間（四半

期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第三条第六号に規定する四半期累計期間をいう。)に係る四半期財務諸表について適用する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「新開示府令」という。)

第二号様式(第二号の二様式から第二号の七様式まで、第三号様式、第七号様式、第十二号様式及び第十号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。以下同じ。)、第二号の四様式、第

二号の六様式、第二号の七様式及び第七号様式は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日以後に終了する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書(金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定(同法第二十七条において準用する場合を含む)によるものをいう。以下この項において同じ。)から適用し、同日前に終了する連結会計年度の連結財

務諸表である場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、その記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十三年三月三十一日前に終了する連結会計年度に係るもの(附則第二条第一項第一号ただし書の規定により作成する連結財務諸

表を除く。)であるときは、第二号様式、第二号の四様式、第二号の六様式、第二号の七様式及び第七号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二号様式の第二部 企業情報の第5 経理 の状況の1 連結財務 諸表等の(1) 連結財務 諸表	②【連結損益計算書及び連結包括利益 計算書】又は【連結損益及び包括利益 計算書】	②【連結損益計算書】
第二号様式の記載上の 注意(25) a	(d) 包括利益金額 (e) 純資産額 (f) (g) (h) (i) (j)	(d) 純資産額 (e) (f) (g) (h) (i)

	(k)	(j)
	(l)	(k)
	(m)	(l)
	(n)	(m)
	(o)	(n)
	(p)	(o)
	(q)	(p)
第二号様式の記載上の 注意(25) c	(q)	(p)
第二号様式の記載上の 注意(25) d	(l)	(k)
第二号様式の記載上の 注意(26) a	及び連結包括利益計算書又は連結損益 及び包括利益計算書、連結株主資本等 変動計算書並びに	、連結株主資本等変動計算書及び
	連結財務諸表規則に定めるところによ り作成した最近連結会計年度に係るも	最近連結会計年度の前連結会計年度分 を左側に、最近連結会計年度分を右側

の記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2連結会計年度連結財務諸表という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

に配列して記載すること。

<p>四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書</p>	<p>四半期連結損益計算書</p>
<p>並びに持分変動計算書</p>	<p>及び持分変動計算書</p>
<p>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書</p>	<p>中間連結損益計算書</p>
<p>並びに中間連結キャッシュ・フロー計</p>	<p>及び中間連結キャッシュ・フロー計算</p>

<p>第二号様式の記載上の注意<sup>(61)</sup></p>	<p>算書</p> <p>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。</p>	<p>書</p> <p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の注意<sup>(62)</sup></p>	<p>連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</p> <p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</p>	<p>連結損益計算書</p> <p>最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。</p>

	<p>四半期連結損益計算書及び四半期連結 包括利益計算書又は四半期連結損益及 び包括利益計算書</p> <p>中間連結損益計算書及び中間連結包括 利益計算書又は中間連結損益及び包括 利益計算書</p>	<p>四半期連結損益計算書</p> <p>中間連結損益計算書</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(63)</sup></p>	<p>最近連結会計年度の連結株主資本等 変動計算書（(60) aにより最近2連結 会計年度連結財務諸表を記載する場合 は、最近2連結会計年度の連結株主資 本等変動計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度の連結株主資本等 変動計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(64)</sup></p>	<p>最近連結会計年度の連結キャッシュ・ フロー計算書（(60) aにより最近2 連結会計年度連結財務諸表を記載する 場合は、最近2連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度の連結キャッシュ ・フロー計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(65)</sup> c</p>	<p>四半期連結損益計算書及び四半期連結 包括利益計算書又は四半期連結損益及 び包括利益計算書</p>	<p>四半期連結損益計算書</p>
<p>第二号様式の記載上の</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより</p>	<p>最近事業年度の前事業年度分を左側に</p>

<p>注(2) a</p>	<p>作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出ないしは有価証券報告書に記載された届出ないしは、最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2事業年度財務諸表という。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注(2) e</p>	<p>係るもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>係るもの</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注(2) f</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注(2) 30</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表</p>

<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(88)</sup></p>	<p>最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(89)</sup> a</p>	<p>最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(90)</sup></p>	<p>最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(91)</sup></p>	<p>最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(88)</sup></p>	<p>第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に</p>	<p>第二部に掲げたもの以外のもの</p>

	<p>規定する比較情報を除く。) )</p>	
<p>第二号の四様式の第二部 企業情報の第5 經理の状況の1 連結財務諸表等の(1) 連結財務諸表</p>	<p>②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第二号の四様式の記載上の注釋<sup>(三)</sup></p>	<p>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度の前連結会計年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第</p>	<p>最近2 事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p>

	<p>3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されている書又は有価証券報告書に記載されている貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第二号の六様式の第三部 企業情報の第5 經理の状況の1 連結財務諸表等の(1) 連結財務諸表</p>	<p>②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第二号の六様式の記載上の注意(8) a</p>	<p>(p)</p>	<p>(o)</p>
<p>第二号の七様式の第三部 企業情報の第5 經理の状況の1 連結財務諸表等の(1) 連結財務諸表</p>	<p>②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第七号様式の記載上の注意(3) b</p>	<p>最近2事業年度（連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に</p>	<p>最近2事業年度（附属明細表については最近1事業年度）のもの</p>

<p>第七号様式の記載上の注意<sup>(6)</sup></p>	<p>規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度（最近2事業年度に係る財務書類から第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出ない場合は有価証券報告書に記載されたもの（附属明細表については最近1事業年度のものの）</p>	<p>第二部に掲げたもの以外のもの</p>
	<p>第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）</p>	

3 第一項の場合において、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十三年三月三十一日から

平成二十四年三月三十日までの間に終了する連結会計年度に係るもの（附則第二条第一項第一号の規定により作成する連結財務諸表を含む、同項第二号ただし書の規定により作成する連結財務諸表を除く。）であるときは、第二号様式、第二号の四様式及び第七号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二号様式の記載上の 注意② a</p>	<p>連結財務諸表規則に定めるところにより作成した最近連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る連結財務諸表(連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2連結会計年度連結財務諸表という。)について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意③</p>	<p>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表)を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意④</p>	<p>最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益</p>	<p>最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益</p>

	<p>及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合において項目名として「連結損益計算書」と、連結包括利益計算書及び包括利益計算書として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</p>	<p>及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合において項目名として「連結損益計算書」と、連結包括利益計算書及び包括利益計算書として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の注意<sup>(3)</sup></p>	<p>最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60) a）により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の注意<sup>(4)</sup></p>	<p>最近連結会計年度の連結キヤッシュ・フロー計算書（(60) a）により最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キヤッシュ・フロー計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2連結会計年度の連結キヤッシュ・フロー計算書を掲げること。</p>

<p>第二号様式の記簿上の 注意⑤ a</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものより記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近2事業年度財務諸表という。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分に配列して記載すること。</p>	<p>最近事業年度の前事業年度分を左側に記載すること。</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注意⑤ e</p>	<p>係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）</p>	<p>係るもの</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注意⑤ f</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表</p>
<p>第二号様式の記簿上の 注意⑤ g</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表</p>

<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(88)</sup></p>	<p>最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) a により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(89)</sup> a</p>	<p>最近事業年度の損益計算書（(67) a により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度の損益計算書を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(90)</sup></p>	<p>最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) a により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度の株主資本等変動計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(91)</sup></p>	<p>最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) a により最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。</p>	<p>最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。</p>
<p>第二号様式の記載上の 注意<sup>(88)</sup></p>	<p>第二部に掲げたもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）</p>	<p>第二部に掲げたもの以外のもの</p>

	<p>以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）</p>	
<p>第二号の四第ホの記号 上<small>(一)</small>の注</p>	<p>最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載された届出書又は有価証券報告書に記載されている貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。</p>
<p>第二号の四第ホの記号 上<small>(二)</small>の注</p>	<p>最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について</p>	<p>最近2事業年度末現在における貸借対照表を掲げて比較すること。</p>

	<p>、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	
<p>第七号様式の記載上の注意<sup>(3)</sup> b</p>	<p>最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合)については最近1事業年度(最近2事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により書提出された届書又は有価証券報告に記載されたものである場合には、最近2事業年度)のもの(附属明細表については最近1事業年度ののもの)</p>	<p>最近2事業年度(附属明細表については最近1事業年度)のもの</p>
<p>第七号様式の記載上の注意<sup>(5)</sup></p>	<p>第二部に掲げたもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)</p>	<p>第二部に掲げたもの以外のもの</p>

第九条 新開示府令第三号様式(第四号様式)において準じて記載することとされている場合を含む。以下同じ。)、第三号の二様式、第四号様式は、施行日以後に終了する連結会計年度とする有

価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に終了する連結会計年度を当連結会計年度とする有価証券報告書については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日前に終了する連結会計年度を当連結会計年度とするもの（附則第二条第一項第一号ただし書の規定により作成した連結財務諸表を記載する有価証券報告書を除く。）であるときは、第三号様式、第三号の二様式及び第四号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三号様式の第一部 企業情報の第5 経理 の状況の1 連結財務 諸表等の(1) 連結財務 諸表</p>	<p>②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第三号様式の記載上の 注意④ a</p>	<p>及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに</p>	<p>、連結株主資本等変動計算書及び</p>
	<p>連結財務諸表規則に定めるところによ</p>	<p>前連結会計年度分を左側に、当連結会</p>

	<p>り作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>計年度分を右側に配列して記載すること。</p>
<p>第三号様式の記載上の注意⑨ c</p>	<p>法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書</p>	<p>法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書</p>
<p>第三号様式の記載上の注意⑩</p>	<p>連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</p>	<p>連結損益計算書</p>
<p>第三号様式の記載上の注意⑪ a</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事</p>	<p>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>

	<p>業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの価証券報告書に提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。 )について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	
<p>第三号様式の記簿上の 注意(四) d</p>	<p>法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書</p>	<p>法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(四) e</p>	<p>係るもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>係るもの</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(四) f</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(五) a</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表</p>

<p>第三号の二様式の記載 上の注釋(27) a</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものの前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	<p>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>
<p>第三号の二様式の記載 上の注釋(27) c</p>	<p>法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書</p>	<p>法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書</p>
<p>第三号の二様式の記載 上の注釋(27) d</p>	<p>係るもの(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>係るもの</p>
<p>第三号の二様式の記載 上の注釋(27) e</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表</p>

<p>第四号様式の第一部 企業情報の第5 経理 の状況の1 連結財務 諸表等の(1) 連結財務 諸表</p>	<p>②【連結損益計算書及び連結包括利益 計算書】又は【連結損益及び包括利益 計算書】</p>	<p>②【連結損益計算書】</p>
<p>第四号様式の記載上の 注意(1)</p>	<p>記載したものの(財務諸表等規則第6条の 記載したものの(財務諸表等規則第6条に規定す る比較情報を含む。)以外のもの(財務諸表等規則第6条に規定す る比較情報を除く。)</p>	<p>記載したものの以外のもの</p>

3 第一項の場合において、有価証券報告書が平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十日まで  
の間に終了する連結会計年度を当連結会計年度とするもの（附則第二条第一項第一号の規定により作成し  
た連結財務諸表を記載する有価証券報告書を含み、同項第二号ただし書の規定により作成した連結財務諸  
表を記載する有価証券報告書を除く。）であるときは、第三号様式、第三号の二様式及び第四号様式の次  
の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第三号様式の記載上の 注意(四) a</p>	<p>連結財務諸表規則に定めるところにより 連結財務諸表規則に定めるところにより 作成した当連結会計年度に係るもの を記載すること。ただし、当連結会計 年度の前連結会計年度に係る連結財務</p>	<p>前連結会計年度分を左側に、当連結会 計年度分を右側に配列して記載するこ と。</p>
-------------------------------	---	---

	<p>諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p>	
<p>第三号様式の記簿上の 注③ c</p>	<p>法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書</p>	<p>法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注③ a</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。</p>	<p>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>

	<p>) について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>	
<p>第三号様式の記簿上の 注意(四) d</p>	<p>法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書</p>	<p>法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(五) e</p>	<p>係るもの (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>係るもの</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(五) f</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第6条又は連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。</p>	<p>最近2連結会計年度に係る連結財務諸表</p>
<p>第三号様式の記簿上の 注意(五) g</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表 (財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)</p>	<p>最近2事業年度に係る財務諸表</p>
<p>第三号の二様式の記簿上の 注意(五) a</p>	<p>財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価</p>	<p>前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。</p>

	証券報告書に記載されていない場合は、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。	
第三号の二様式の記載上の注意(27)c	法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書	法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書
第三号の二様式の記載上の注意(27)d	係るもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）	係るもの
第三号の二様式の記載上の注意(27)e	最近2事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）	最近2事業年度に係る財務諸表
第四号様式の記載上の注意(1)	記載したものの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を含む。）以外のもの（財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。）	記載したものの以外のもの

第十条 新開示府令第四号の三様式（第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。以下同じ。）は、施行日以後に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、四半期報告書が平成二十三年三月三十一日以前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とするもの（附則第六条第一項第一号ただし書の規定により作成した四半期連結財務諸表を記載する四半期報告書を除く。）であるときは、第四号の三様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号の三様式の第一部 企業情報の第5 經理の状況の1 四半 期連結財務諸表	(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】	(2) 【四半期連結損益計算書】
第四号の三様式の記載 上の注意(5) a	(g)、(h)、(i)、(n)、(r) 及び (s)	(e)、(f)、(g)、(1)、(p) 及び (q)

(o) 、 (p) 及び (q)	(m) 、 (n) 及び (o)
(e) 四半期包括利益金額 (f) 包括利益金額 (g) 純資産額	(e) 純資産額
(h)	(f)
(i)	(g)
(j)	(h)
(k)	(i)
(l)	(j)
(m)	(k)
(n)	(l)
(o)	(m)
(p)	(n)
(q)	(o)

<p>第四号の三様式の記載 上の注意<sup>(22)</sup> b 及び<sup>(24)</sup></p>	( r )	<p>四半期連結損益計算書及び四半期連結 包括利益計算書又は四半期連結損益及 び包括利益計算書</p>
	( s )	
<p>第四号の三様式の記載 上の注意<sup>(24)</sup></p>	( p )	<p>比較すること。なお、四半期連結損益 計算書及び四半期連結包括利益計算書 を掲げる場合にあつては項目名として 「四半期連結損益計算書及び四半期連 結包括利益計算書」と、四半期連結損 益及び包括利益計算書を掲げる場合に あつては項目名として「四半期連結損 益及び包括利益計算書」と記載するこ と。</p>
	( q )	
<p>第四号の三様式の記載 上の注意<sup>(26)</sup> d</p>	<p>四半期連結損益計算書 及び四半期連結 包括利益計算書 又は四半期連結 損益及び包括利 益計算書</p>	<p>四半期連結損益計算書</p>
<p>第四号の三様式の記載 上の注意<sup>(26)</sup></p>	<p>中間連結損益計算書及び中間連結包括 利益計算書又は中間連結損益及び包括 利益計算書、中間連結株主資本等変動</p>	<p>中間連結損益計算書、中間連結株主資 本等変動計算書及び</p>

	計算書並びに 四半期連結損益計算書及び四半期連結 利益計算書又は四半期連結損益及 利益計算書並びに 四半期連結損益計算書	
--	--	--

第十一条 新開示府令第五号様式（第五号の二様式及び第十号様式において準じて記載することとされてい  
 る場合を含む。以下同じ。）は、施行日以後に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半  
 期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規  
 定する半期報告書をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に開始する中間連結会計期間を当中間連結会  
 計期間とする半期報告書については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、半期報告書が平成二十三年三月三十一日以前に開始する中間連結会計期間を当  
 間連結会計期間とするもの（附則第四条第一項第一号ただし書の規定により作成した中間連結財務諸表を  
 記載する半期報告書を除く。）であるときは、第五号様式の次の表の上覧に掲げる部分中同表中欄に掲げ  
 る字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五号様式の第一部	②【中間連結損益計算書及び中間連結	②【中間連結損益計算書】
-----------	-------------------	--------------

企業情報の第5 経理 の状況の1 中間連結 財務諸表等の(1) 中間 連結財務諸表	包括利益計算書】又は【中間連結損益 及び包括利益計算書】	
第五号様式の記載上の 注意(5) a	(e) 中間包括利益金額 (f) 包括利益金額 (g) 純資産額	(e) 純資産額
	(h)	(f)
	(i)	(g)
	(j)	(h)
	(k)	(i)
	(l)	(j)
	(m)	(k)
	(n)	(l)
	(o)	(m)
	(p)	(n)

	<p>(q)</p> <p>(r)</p> <p>(s)</p> <p>(s)</p>	<p>(o)</p> <p>(p)</p> <p>(q)</p> <p>(q)</p>
<p>第五号様式の記載上の 注意(5) c</p>	<p>(s)</p>	<p>(q)</p>
<p>第五号様式の記載上の 注意(5) a</p>	<p>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに</p> <p>要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書</p> <p>連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</p> <p>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書の表示科目</p>	<p>中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び</p> <p>要約連結損益計算書</p> <p>連結損益計算書</p> <p>中間連結損益計算書の表示科目</p>

	並びに有価証券報告書	及び有価証券報告書
第五号様式の記載上の注意②)	中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書	中間連結損益計算書
比較すること。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書掲げる場合にあつては項目名として「中間連結損益」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。	比較すること。	
上記書類を掲げた場合	この場合	
要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書	要約連結損益計算書	

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下「新監査証明府令」

という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新監査証明府令第一条第七号及び第八号並びに第四条第一項から第十五項まで 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度(以下この条において「連結会計年度等」という。)に係る連結財務諸表及び財務諸表(以下この条において「連結財務諸表等」という。)の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。

二 新監査証明府令第四条第十六項 施行日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用する。

三 新監査証明府令第四条第十七項 施行日以後に開始する中間連結会計期間及び中間会計期間(以下この条において「中間連結会計期間等」という。)に係る中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下この条において「中間連結財務諸表等」という。)の監査証明について適用する。

四 新監査証明府令第四条第十八項 施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表並びに事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間(第七号におい

て「四半期会計期間等」という。）に係る四半期財務諸表の監査証明について適用する。

五 新監査証明府令様式第一号 平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によることができる。

六 新監査証明府令様式第二号 平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によることができる。

七 新監査証明府令様式第三号 平成二十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表及び事業年度に係る四半期連結財務諸表の監査証明について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る四半期連結会計期間等に係る四半期財務諸表の監査証明について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る四半期連結会計期間等に係る四半期財務諸表及び事業年度に係る四半期連結財務諸表の監査証明については、なお従前の例によることができる。

（業務報告書等の様式に係る経過措置）

第十三条 第十条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形、第十一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第1号、別紙様式第1号の2、別紙様式第2号、別紙様式第2号の2、別紙様式第3号、別紙様式第3号の2、別紙様式第4号、別紙様式第4号の2、別紙様式第5号の2、別紙様式第6号、別紙様式第6号の2、別紙様式第6号の3、別紙様式第7号、別紙様式第7号の2、別紙様式第7号の3、別紙様式第7号の4、別紙様式第8号の2、別紙様式第12号及び別紙様式第13号の2、第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第10号、別紙様式第13号、別紙様式第13号の2、別紙様式第14号、別紙様式第14号の2及び別紙様式第15号、第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第2号、別紙様式第6号、別紙様式第9号、別紙様式第9号の2、別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2、第十六条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式第10号及び別紙様式第10号の2並びに第十九条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号は、平成二十三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 信用金庫及び信用金庫連合会が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日まで売買目的有価証券又はその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券(この府令による改正前の信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。))並びに子法人等(信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百四十二号)第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。))及び関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。))の株式以外の有価証券をいう。)を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第七十三条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 信用協同組合等(協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第二条に規定する信用協同組合等をいう。))が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券(売買目的有価証券、満期保有目的の債券(この府令による改正前

の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 相互会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の保険業法施行規則第二十四条の三第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）並びに子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第四項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十四条の規

定による改正後の保険業法施行規則第二十四条の三第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 特定目的信託財産において、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的の有価証券（特定目的信託財産の計算に関する規則第十七条第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令による改正前の特定目的信託財産の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）を満期保有目的の債券へ変更した場合に おける当該変更後の満期保有目的の債券についての第十五条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。）

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 特定目的会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（特定目的会社の計算に関する規則第二十七条第一項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令によ

る改正前の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。  
以下この条において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十七条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 投資法人が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（投資法人の計算に関する規則第三十七条第三項第一号ニに規定する売買目的有価証券をいう。以下この条において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的の債券（この府令による改正前の投資法人の計算に関する規則第五条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この条において同じ。）以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第十八条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第五条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

【別葉①】

様式第五号の二

【連結包括利益計算書】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株 主損益調整前当期純損失)	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	×××	×××
少数株主に係る包括利益	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

## 【別葉②】

### 様式第五号の二

#### 【中間連結包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の 連結包括利益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××	×××	×××
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××	×××
中間包括利益	×××	×××	×××
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××
少数株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

【別葉③】

様式第三号の二

【四半期連結包括利益計算書】

【第 四半期連結累計期間】

(単位： 円)

	前第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

## 様式第四号の二

【四半期連結包括利益計算書】

【第 四半期連結会計期間】

(単位： 円)

	前第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。